

近畿中国森林管理局発注者綱紀保持小委員会設置要領

第1 設置

近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領（以下「要領」という。）
3の（2）の規定に基づき、小委員会を設置し、小委員会の名称は、近畿中国森林管理局直轄事業契約監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）とする。

第2 監視等委員会の事務

監視等委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 巡回点検及び抜き打ち監査に関すること。
- イ 林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況に関すること。
- ウ コンプライアンスに係る具体的なマニュアルの整備及び研修に関すること。
- エ その他近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会の調査審議事項のうち特定事項に関すること。

第3 監視等委員会の構成

監視等委員会の構成は、要領3の（3）から（8）までに規定するところによる。

第4 監視等委員会の開催

- （1）監視等委員会は、委員長が招集する。
- （2）委員は、必要があると認めるときはいつでも、委員長に対して監視等委員会を招集すべきことを請求することができるものとする。
- （3）監視等委員会の議事は非公開とする。

第5 監視等委員会の庶務

監視等委員会の庶務は、総務課において処理する。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、監視等委員会の運営に必要な事項は、委員長が監視等委員会に諮って定める。

近畿中国森林管理局直轄事業契約監視等委員会委員

総務課長（委員 長）

監査官（経営改善）

経理課長

専門官（契約適正化）

専門官（契約適正化）

専門官（契約適正化）

専門官（契約適正化）

総務課課長補佐

経理課課長補佐

外部有識者